

太陽光発電設備を設置された方へ

＜固定資産税（償却資産）のお知らせ＞

名古屋市

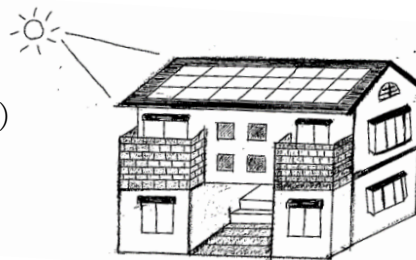
太陽光発電設備につきまして、以下のように事業の用に供するものは、償却資産として固定資産税の課税対象となりますので、償却資産申告書の提出をお願いいたします。

課税対象について

	余剰買取 (発電された電気を自家消費用に充て、残った電気を電力会社に売却)	全量買取 (発電された電気の全量を電力会社に売却)
個人 (住宅用)	【課税対象外】 個人利用を主な目的とした資産であるため、事業用資産に該当しません。	【課税対象】 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当します。
個人 (事業用) 法人	【課税対象】 本来の事業の付随業務であるため、事業用資産に該当します。 (例) 賃貸住宅の屋根に設置した太陽光発電設備は、不動産賃貸業の業務の一部として取り扱います。 (発電した電力をすべて入居者が利用していても、課税対象)	【課税対象】 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当します。

課税対象となる太陽光発電設備の例

- ・太陽光パネル（家屋の屋根材となっている場合を除く）
- ・架台 ・送電設備 ・電力量計
- ・パワーコンディショナー など



- ※ 太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は、17年となります。
(種類：2種、細目コード：7551 その他の設備 - 主として金属製のもの)
- ※ 償却資産（固定資産税）においては、所得税や法人税のような租税特別措置法に基づく特別償却及び税額控除の制度はありません。

課税標準の特例について

条件を満たした太陽光発電設備については、課税標準の特例の適用を受けることができます。

取得時期	対象資産	発電出力	特例内容
平成24年 5月29日 ～ 平成28年 3月31日	固定価格買取制度の 認定(※1)を受け て取得した再生可能 エネルギー発電設備	10KW以上	最初の3年度分 課税標準額を価格の3分の2に軽減
平成28年 4月1日 ～ 平成30年 3月31日	再生可能エネルギー 事業者支援事業費に 係る補助を受けて取 得したもの(※2) (固定価格買取制度 の認定(※1)を 受けたものは特例の 対象外)	10KW以上	最初の3年度分 課税標準額を価格の2分の1に軽減 (旧名古屋州市税条例附則第14条の6第10項)
平成30年 4月1日 ～ 令和2年 3月31日		1,000KW 未満	最初の3年度分 課税標準額を価格の2分の1に軽減 (名古屋州市税条例附則第14条の6第13項)
		1,000KW 以上	最初の3年度分 課税標準額を価格の12分の7に軽減 (名古屋州市税条例附則第14条の6第14項)

※1 固定価格買取制度の認定とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の認定をいいます。

※2 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写しを添付して申告してください。

<お問い合わせ先>

(千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区に償却資産をお持ちの方) 栄市税事務所固定資産税課償却資産係 〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階) TEL (052)959-3309
(西区、中村区、中川区、港区に償却資産をお持ちの方) ささしま市税事務所固定資産税課償却資産係 〒450-8626 名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号 (日本生命笹島ビル8階) TEL (052)588-8009
(昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区に償却資産をお持ちの方) 金山市税事務所固定資産税課償却資産係 〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル) TEL (052)324-9809

(平成31年4月現在の法令に基づいて作成しています)